

瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第30号

瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項については、別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによるものとする。

(手数料の額等)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の規定により審査請求人等（審査請求人（法第2条の規定による審査請求をする者をいう。）又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）をいう。以下同じ。）が納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 審査請求人等は、法第38条第1項（法第9条第3項で読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めをしたときから当該交付の求めに係る提出書類等又は主張書面若しくは資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ

って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) においては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) (以下「書面等」という。) の交付の前までに、手数料を納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 審理員(法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。第3項において同じ。) は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、前条第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 瀬戸市行政不服審査会(以下「行政不服審査会」という。) は、法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、当該各項に規定する交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は行政不服審査会に提出しなければならない。

4 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(送付による交付)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する交付を受ける審査請求人等は、

手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別		金額
日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき50円
A3判を超える大きさの用紙を用いる場合		A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する。

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。